

令和6年11月定例会

(2024年)

市議会議案

吹田市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 25 号	吹田市開発ビル株式会社の経営状況について	5	—
報告第 26 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	19	—
報告第 27 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	21	—
報告第 28 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	23	—
報告第 29 号	専決処分報告 令和6年度吹田市一般会計補正予算（第4号）	25	—
報告第 30 号	専決処分報告 令和6年度吹田市一般会計補正予算（第5号）	45	—
議案第105号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	53	5
議案第106号	吹田市民プール条例の一部を改正する条例の制定について	55	15
議案第107号	吹田市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について	57	19
議案第108号	吹田市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	59	23
議案第109号	吹田市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について	61	27
議案第110号	吹田市立総合運動場条例の一部を改正する条例の制定について	63	31
議案第111号	吹田市立市民ギャラリー条例の一部を改正する条例の制定について	65	35
議案第112号	吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	67	39
議案第113号	吹田市建築基準法施行条例及び吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	69	43
議案第114号	吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について	71	53
議案第115号	吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について	73	57
議案第116号	（仮称）吹田市北消防署北千里出張所建設工事（建築工事）請負契約の締結について	75	61
議案第117号	（仮称）吹田市立日の出町児童センター建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について	77	75
議案第118号	佐井寺西土地地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の一部変更について	79	77
議案第119号	吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について	81	79
議案第120号	吹田市立市民センター等の指定管理者の指定について	83	81
議案第121号	吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者の指定について	85	85
議案第122号	吹田市立千里山竹園児童センターの指定管理者の指定について	87	89
議案第123号	吹田市立高齢者いきいの家の指定管理者の指定について	89	97
議案第124号	健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の指定について	91	107
議案第125号	吹田市立自然の家の指定管理者の指定について	93	119
議案第126号	令和6年度吹田市一般会計補正予算（第6号）	95	125

報告第25号

吹田市開発ビル株式会社の経営状況について

吹田市開発ビル株式会社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告します。

令和6年11月26日

吹田市長 後藤圭二

令和 6年11月14日

第 48 期
事業報告書

吹田市開発ビル株式会社

事業報告書

Ⅰ 事業の成果

第48期（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の事業の概況を報告します。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の不安定化、円安傾向が続いたことから、エネルギー価格の高騰と物価上昇は収まらず、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経済環境の下、引き続き事業の堅調な推移に努めましたが、不動産の賃貸及び駐車場の経営について前年度並みの業績の確保にとどまりました。

当事業年度における営業収入は711百万円で、対前年度比6百万円の減収です。

このうち、受取賃貸料収入は548百万円で、対前年度比4百万円の減収です。

また、駐車場収入は118百万円で、対前年度比1百万円の減収、ホール会議室収入は24百万円で、対前年度比1百万円の増収、管理手数料は21百万円で、対前年度比3百万円の減収です。

営業原価は 108 百万円で、対前年度比 6 百万円の増加です。

販売費及び一般管理費は 422 百万円で、対前年度比 15 百万円の増加です。

営業利益は 181 百万円で、対前年度比 28 百万円の減益です。

税引き後の当期純利益は、109 百万円を計上しています。

当事業年度末現在の資産合計は 7,714 百万円で、対前年度比 78 百万円の減少です。

これは、固定資産を減価償却したことが主な要因です。

短期借入金は前年度末から 188 百万円減少し、881 百万円まで削減しました。

当社は、引き続き財務体質の改善を進めるために、当事業年度における剰余金の配当は、無配といたします。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

2 会社の概況（令和6年9月30日現在）

（1）主な事業内容

ア 不動産の賃貸及び管理 イ 駐車場の経営

（2）業績の推移

（単位：千円）

区 分	第45期 令和2年度	第46期 令和3年度	第47期 令和4年度	第48期 令和5年度
売 上 高	743,737	714,843	717,128	710,973
当 期 純 利 益	125,766	116,810	121,808	108,504
1株当たり当期純利益	628円83銭	584円05銭	609円04銭	542円52銭
総 資 産	7,897,533	7,827,784	7,791,861	7,713,760

（3）株式の状況

ア 発行可能株式総数 800,000株
 イ 発行済株式の総数 200,000株
 ウ 株 主 総 数 8名
 エ 株 主

株 主 名	持株数	持株比率	当社株主への出資状況
吹 田 市	82,000株	41%	0株
アサヒビール株式会社	26,000株	13%	0株
大阪ガス株式会社	26,000株	13%	0株
株式会社MBSメディアホールディングス	26,000株	13%	0株
株式会社三菱UFJ銀行	10,000株	5%	0株
株式会社三井住友銀行	10,000株	5%	0株
株式会社りそな銀行	10,000株	5%	0株
北おおさか信用金庫	10,000株	5%	0株
合 計	200,000株	100%	0株

(4) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	0名	48.26歳	15.72年

(注) 従業員数にはパートタイマー等は含まれていません。

(5) 借入金

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式数
株式会社三菱UFJ銀行	220,150,000円	10,000株
株式会社三井住友銀行	220,150,000円	10,000株
株式会社りそな銀行	220,150,000円	10,000株
北おおさか信用金庫	220,150,000円	10,000株
合計	880,600,000円	40,000株

(6) 当該事業年度における取締役及び監査役

役名	氏名	主な職業
代表取締役社長	辰谷 義明	吹田市 副市長
常務取締役	羽間 紀雄	
取締役	村上 博之	
取締役	清水 康司	吹田市 都市計画部長
取締役	東 真吾	アサヒビール(株) 吹田工場 総務部長
取締役	三澤 肇	(株)MBSメディアホールディングス 総務局長
取締役	大黒 賢宏	大阪ガス(株) 大阪北部地区統括支配人
監査役	愛甲 栄作	吹田市 下水道部長
監査役	堀江 篤史	北おおさか信用金庫 吹田支店長

予定損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
(営業損益の部)	
営業収入	703,176
営業原価	107,372
販売費及び一般管理費	442,957
営業利益	152,847
(営業外損益の部)	
営業外収益	658
受取利息他	38
雑収入	620
営業外費用	17,411
支払利息	17,411
経常利益	136,094
税引前当期純利益	136,094
法人税、住民税及び事業税	50,187
当期純利益	85,907

第48期

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

計 算 書 類

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
及び個別注記表)

監査報告書謄本

令和6年10月28日

吹田市開発ビル株式会社
代表取締役社長 辰谷 義明 様

監査役

愛甲 栄作

監査役

堀江 篤史

私たち監査役は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの第48期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第26条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

貸借対照表（年次実績比較表）
（令和6年9月30日現在）

（単位：円）

科 目	前 年 度	当 年 度	増 減
(資産の部)			
流動資産	439,490,548	440,561,287	1,070,739
現金・預金	369,745,891	343,041,856	△ 26,704,035
未収入金	26,147,004	24,434,867	△ 1,712,137
前払費用	38,369,969	42,912,545	4,542,576
仮払金	5,383,684	30,318,019	24,934,335
貸倒引当金	△ 156,000	△ 146,000	10,000
固定資産	7,352,370,361	7,273,199,046	△ 79,171,315
有形固定資産	7,324,171,031	7,244,999,716	△ 79,171,315
建物	1,669,088,525	1,592,168,014	△ 76,920,511
建物付属設備	156,244,069	153,997,857	△ 2,246,212
工具器具備品	42,152	37,560	△ 4,592
土地	5,498,796,285	5,498,796,285	0
無形固定資産	702,330	702,330	0
電話加入権	702,330	702,330	0
投資その他の資産	27,497,000	27,497,000	0
出資金	100,000	100,000	0
差入保証金	27,397,000	27,397,000	0
長期前払費用	0	0	0
資産合計	7,791,860,909	7,713,760,333	△ 78,100,576
(負債の部)			
流動負債	1,198,718,153	1,012,296,271	△ 186,421,882
短期借入金	1,068,100,000	880,600,000	△ 187,500,000
未払金	27,309,437	24,101,662	△ 3,207,775
未払費用	863,361	0	△ 863,361
前受収益	53,859,184	50,863,999	△ 2,995,185
預り金	1,792,729	1,059,477	△ 733,252
未払法人税等	34,276,200	21,119,800	△ 13,156,400
未払消費税等	8,240,800	29,661,200	21,420,400
仮受金	0	10,065	10,065
賞与引当金	4,276,442	4,880,068	603,626
固定負債	1,639,295,900	1,639,113,596	△ 182,304
預り保証金	1,572,610,906	1,569,352,186	△ 3,258,720
退職給与引当金	66,684,994	69,761,410	3,076,416
負債合計	2,838,014,053	2,651,409,867	△ 186,604,186
(純資産の部)			
株主資本	4,953,846,856	5,062,350,466	108,503,610
資本金	100,000,000	100,000,000	0
利益剰余金	4,853,846,856	4,962,350,466	108,503,610
利益準備金	25,000,000	25,000,000	0
別途積立金	3,400,000,000	3,400,000,000	0
配当準備積立金	230,000,000	230,000,000	0
繰越利益剰余金	1,198,846,856	1,307,350,466	108,503,610
純資産合計	4,953,846,856	5,062,350,466	108,503,610

損益計算書（年次実績比較表）
（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）

（単位：円）

勘定科目名	前年度	当年度	増減
受取賃貸料	552,241,916	548,036,634	△ 4,205,282
駐車場収入	118,680,975	118,007,283	△ 673,692
ホール会議室収入	22,365,306	23,710,917	1,345,611
受取手数料	618,241	583,326	△ 34,915
管理手数料	23,221,597	20,635,158	△ 2,586,439
純売上高	717,128,035	710,973,318	△ 6,154,717
営業原価	101,916,621	108,367,881	6,451,260
売上原価計	101,916,621	108,367,881	6,451,260
売上総利益	615,211,414	602,605,437	△ 12,605,977
役員報酬	11,720,640	11,720,640	0
給料手当	43,366,312	45,804,503	2,438,191
賞与	12,716,591	14,063,983	1,347,392
退職引当金繰入	3,084,403	3,076,416	△ 7,987
法定福利費	11,284,803	11,394,671	109,868
福利厚生費	238,311	249,963	11,652
広告宣伝費	358,484	160,302	△ 198,182
交際費	9,091	67,400	58,309
貸倒引当金繰入	7,000	△ 10,000	△ 17,000
旅費交通費	1,081,855	1,073,358	△ 8,497
通信費	339,152	328,432	△ 10,720
賃借料	10,159,920	10,194,720	34,800
保険料	4,034,214	3,977,084	△ 57,130
業務委託費	1,548,000	1,548,000	0
設備保守費	3,199,651	3,267,780	68,129
修繕費	97,043,613	117,618,965	20,575,352
消耗品費	3,212,557	2,641,374	△ 571,183
水道光熱費	1,938,481	1,201,392	△ 737,089
租税公課	89,123,401	85,896,338	△ 3,227,063
会議費	3,952	4,890	938
支払手数料	1,233,369	1,247,524	14,155
諸会費	458,882	462,519	3,637
共益費	15,624,328	16,147,547	523,219
減価償却費	93,165,257	88,534,915	△ 4,630,342
雑費	1,678,938	1,162,214	△ 516,724
販売費及び一般管理費計	406,631,205	421,834,930	15,203,725
営業損益	208,580,209	180,770,507	△ 27,809,702
受取利息	3,687	35,780	32,093
受取配当金	2,000	2,000	0
雑収入	635,090	620,193	△ 14,897
営業外収益	640,777	657,973	17,196
支払利息割引料	23,055,864	19,621,586	△ 3,434,278
営業外費用	23,055,864	19,621,586	△ 3,434,278
経常損益	186,165,122	161,806,894	△ 24,358,228
税引前当期純損益	186,165,122	161,806,894	△ 24,358,228
法人税、住民税	64,356,669	53,303,284	△ 11,053,385
当期純損益	121,808,453	108,503,610	△ 13,304,843

株主資本等変動計算書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：円)

	株主資本							純資産合計	
	資本金	利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計		株主資本合計
			その他利益剰余金						
			別途積立金	配当準備 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,000,000	25,000,000	3,400,000,000	230,000,000	1,198,846,856		4,853,846,856	4,953,846,856	
当期変動額									
当期純利益	0		0	0	108,503,610		108,503,610	108,503,610	
当期変動額合計					108,503,610		108,503,610	108,503,610	
当期末残高	100,000,000	25,000,000	3,400,000,000	230,000,000	1,307,350,466		4,962,350,466	5,062,350,466	

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る記載事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のないもの

 移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

 ①有形固定資産

 定率法 {ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法} を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

 ①賞与引当金

 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

 ②退職給与引当金

 従業員の退職給与の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しています。

 ③貸倒引当金

 将来の貸倒損失の発生に備えるため、法人税法上の法定繰入率に基づく貸倒引当金を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

 ①消費税等の会計処理

 税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

 ①担保に供している資産

 土地・建物 7,090,964 千円

 ②担保に係る債務

 短期借入金 880,600 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,366,551 千円

(3) 保証債務

 下記組合の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っています。

 団地管理組合法人吹田さんくす（借入金） 50,783 千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	200,000株	—	—	200,000株

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 25,311円75銭
 (2) 1株当たり当期純利益 542円52銭

5. その他の注記

当社所有の不動産について管理業務を委託している団地管理組合法人吹田さんくすは、当社が79.86%（持分割合・専有面積割合）を有する重要な関係会社に該当する。現在団地管理組合法人吹田さんくすに対しては長期借入金の保証債務を行っており、保証債務額の重要性が増してきたため、当該組合の令和6年3月31日時点要約財務情報（修繕積立金会計/商業のみ）を記載します。

（単位：千円）

貸借対照表			損益計算書	
流動資産			事業収入	126,792
預金	352,873		その他の収入	3
その他流動資産	1,225		事業支出	1
流動資産合計		354,098	その他の支出	1,479
流動負債			当期剰余金	125,315
その他流動負債	293			
流動負債合計		293		
固定負債				
長期借入金	50,783			
その他固定負債	170			
固定負債合計		50,953		
純資産				
純資産合計		302,852		

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年11月26日

吹田市長 後藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額 及び相手方	事 故 の 概 要
令和6年 10月17日	119,900円 吹田市千里万博公園 1番1号 万博記念公園マネジ メント・パートナ ーズ 代表企業 吉本興業ホールディ ングス株式会社 代表取締役 岡本 昭彦	令和6年8月7日午後3時頃、万博記念公園内のEXPO'70パビリオンにおいて、総務部広報課職員が市報すいたの取材中、同パビリオン内に設置されているフォトスタンドを移動させるため、これを固定している金属製の重りを動かしたところ、誤って床に接触させてしまい、床面の一部に損傷を与えたものです。

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年11月26日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和6年 11月15日	130,643円	令和6年6月6日午後5時30分頃、高野台中学校のサッカー部の部活動中に生徒が蹴ったサッカーボールが運動場のフェンスを越え、同中学校東側の市道を自転車で走行中の相手方個人の顔面に当たり、同人が負傷され、同人が装着していたコンタクトレンズが紛失したものです。

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年11月26日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額 及び相手方	事 故 の 概 要
令和6年 11月7日	120,000円 大阪府中央区平野 町2丁目1番1号 株式会社宮崎 代表取締役 山田 学	令和6年9月15日午後10時28分頃、東消防署職員運転の小型タンク車が、長野公園北側付近の吹田市長野東29番地先の市道において、方向転換のため後進したところ、住宅の敷地に駐車していた相手方法人所有の普通乗用車に接触し、同車が損傷したものです。

専決処分報告

下記事件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年11月26日

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 専決処分年月日 令和6年10月4日
- 2 事 件 名 令和6年度吹田市一般会計補正予算（第4号）

専決第3号

令和6年度吹田市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度吹田市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,459,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月4日専決

吹田市長 後藤 圭 二

（2）

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		35,912,405	155,469	36,067,874
	3 委託金	85,778	155,469	241,247
18 繰入金		12,410,131	9,044	12,419,175
	1 基金繰入金	11,337,776	9,044	11,346,820
19 諸収入		7,068,275	9	7,068,284
	5 雑入	5,922,530	9	5,922,539
歳入合計		172,295,325	164,522	172,459,847

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		18,694,533	164,522	18,859,055
	4 選挙費	132,113	164,522	296,635
歳出合計		172,295,325	164,522	172,459,847

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費委託金	13,141	155,469	168,610
計	85,778	155,469	241,247

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	8,414,852	9,044	8,423,896
計	11,337,776	9,044	11,346,820

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	5,922,522	9	5,922,531
計	5,922,530	9	5,922,539

歳入合計	172,295,325	164,522	172,459,847
------	-------------	---------	-------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
6 衆議院議員総選挙執行委託費委託金	155,469	

1 財政調整基金繰入金	9,044	

7 雑入	9	

--	--	--

(款) 14 国庫支出金 (項) 3 委託金 ~ (款) 19 諸収入 (項) 5 雑入

(5)

歳出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費	—	164,522	164,522	155,469		9
計	132,113	164,522	296,635	155,469		9

歳出合計	172,295,325	164,522	172,459,847	155,469		9
------	-------------	---------	-------------	---------	--	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
9,044	1 報 酬	16,881	投票立会人報酬ほか 4,777 会計年度任用職員報酬 12,104
	3 職 員 手 当 等	26,040	特殊勤務手当 17,329 時間外勤務手当 8,711
	4 共 済 費	26	雇用保険料負担金
	7 報 償 費	426	ポスター掲示場設置謝礼金ほか
	8 旅 費	220	費用弁償 140 普通旅費 80
	10 需 用 費	8,683	消耗品費 5,984 燃料費 7 食糧費 207 印刷製本費 1,653 光熱水費 21 修繕料 811
	11 役 務 費	21,219	通信運搬費 20,140 手数料 1,058 保険料 21
	12 委 託 料	60,395	ポスター掲示場設置業務委託料、 資材輸送設営業務委託料、選挙事 務従事者派遣業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	10,282	投票所施設借上料ほか
	17 備 品 購 入 費	20,350	選挙用備品購入費
9,044			

9,044			
-------	--	--	--

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

(7)

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等	5		51,240	(4.35月) 24,966
	議 員	34	266,880		(4.35月) 116,093
	その他の 特 別 職	2,543	286,657		
	計	2,582	553,537	51,240	141,059
補 正 前	長 等	5		51,240	(4.35月) 24,966
	議 員	34	266,880		(4.35月) 116,093
	その他の 特 別 職	2,294	281,880		
	計	2,333	548,760	51,240	141,059
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特 別 職	249	4,777		
	計	249	4,777		

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
6,150	4,104	86,460	13,249	99,709	
		382,973	74,586	457,559	
		286,657		286,657	
6,150	4,104	756,090	87,835	843,925	
6,150	4,104	86,460	13,249	99,709	
		382,973	74,586	457,559	
		281,880		281,880	
6,150	4,104	751,313	87,835	839,148	
		4,777		4,777	
		4,777		4,777	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	3,069 (2,199)	2,885,453	11,021,502	11,315,338
補 正 前	3,069 (1,865)	2,873,349	11,021,502	11,289,298
比 較	0(334)	12,104	0	26,040
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	277,550	1,406,847	241,591
	補 正 前	277,550	1,406,847	241,591
	比 較	0	0	0
	区 分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当
	補 正 後	118,855	408,098	3,220,032
	補 正 前	118,855	408,098	3,220,032
	比 較	0	0	0

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費	共 濟 費		合 計		備 考
	計 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	25,222,293	4,939,608	30,161,901		
	25,184,149	4,939,582	30,123,731		
	38,144	26	38,170		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	単身赴任手当	夜間勤務手当	
267,156	57,421	616,779	648	9,976	
267,156	40,092	608,068	648	9,976	
0	17,329	8,711	0	0	
勤勉手当	退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当	
2,667,193	1,833,432	182,274	1,445	6,041	
2,667,193	1,833,432	182,274	1,445	6,041	
0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	2,573(18)		9,974,851	9,675,363
補 正 前	2,573(18)		9,974,851	9,649,323
比 較	0 (0)		0	26,040
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	277,550	1,281,211	241,591
	補 正 前	277,550	1,281,211	241,591
	比 較	0	0	0
	区 分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当
	補 正 後	118,631	408,098	2,424,495
	補 正 前	118,631	408,098	2,424,495
	比 較	0	0	0

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			備考	
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)		
19,650,214	3,933,250	23,583,464		
19,624,174	3,933,240	23,557,414		
26,040	10	26,050		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	単身赴任手当	夜間勤務手当
236,812	56,848	606,983	648	9,976
236,812	39,519	598,272	648	9,976
0	17,329	8,711	0	0
勤勉手当	退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当
2,025,677	1,800,683	178,674	1,445	6,041
2,025,677	1,800,683	178,674	1,445	6,041
0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	496(2,181)	2,885,453	1,046,651	1,639,975
補 正 前	496(1,847)	2,873,349	1,046,651	1,639,975
比 較	0(334)	12,104	0	0
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補 正 後	125,636	30,344	573
	補 正 前	125,636	30,344	573
	比 較	0	0	0
	区 分	児童手当		
	補 正 後	3,600		
	補 正 前	3,600		
	比 較	0		

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費					
	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
	5,572,079	1,006,358	6,578,437		
	5,559,975	1,006,342	6,566,317		
	12,104	16	12,120		
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	
9,796	224	795,537	641,516	32,749	
9,796	224	795,537	641,516	32,749	
0	0	0	0	0	

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
職員手当等	26,040	その他の増減分	26,040

説 明	備 考
特殊勤務手当 17,329	
時間外勤務手当 8,711	

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
職員手当等	26,040	その他の増減分	26,040

説 明	備 考
特殊勤務手当 17,329	
時間外勤務手当 8,711	

専決処分報告

下記事件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年11月26日

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 専決処分年月日 令和6年10月22日
- 2 事 件 名 令和6年度吹田市一般会計補正予算（第5号）

専決第4号

令和6年度吹田市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度吹田市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,564,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月22日専決

吹田市長 後藤圭二

（2）

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		12,419,175	105,000	12,524,175
	1 基金繰入金	11,346,820	105,000	11,451,820
歳入合計		172,459,847	105,000	172,564,847

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		18,859,055	105,000	18,964,055
	2 徴税費	2,305,116	105,000	2,410,116
歳出合計		172,459,847	105,000	172,564,847

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	8,423,896	105,000	8,528,896
計	11,346,820	105,000	11,451,820

歳入合計	172,459,847	105,000	172,564,847
------	-------------	---------	-------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	105,000	

--	--	--

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

(5)

歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 徴収費	433,047	105,000	538,047			
計	2,305,116	105,000	2,410,116			

歳出合計	172,459,847	105,000	172,564,847			
------	-------------	---------	-------------	--	--	--

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
105,000	22 償還金、利子及び 割引料	105,000	過誤納金還付金及び還付加算金ほ か
105,000			
105,000			

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

議案第105号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

吹田市手数料条例（平成12年吹田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表第1号中「及び府民税」を「、府民税及び森林環境税」に、「250円」を「300円」に改め、同表第2号中「土地、建物その他の資産に関する証明、」及び「又は公課に関する証明」を削り、「200円」を「300円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市手数料条例別表第1項の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、納税証明書等の交付手数料の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第106号

吹田市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市民プール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市民プール条例の一部を改正する条例（案）

吹田市民プール条例（昭和37年吹田市条例第430号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項中「100円」を「150円」に改め、同表の備考第2項中「本市外で」を「市外に」に、「10割増しの使用料を」を「10割の割増使用料を併せて」に改め、同表の備考第6項中「本市外で」を「市外に」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、市民プール使用料の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第107号

吹田市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市民体育館条例の一部を改正する条例（案）

吹田市民体育館条例（昭和47年吹田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「第5条」を「第4条」に改める。

別表第1号の表（備考を除く。）を次のように改める。

施設の名称	金額		
	開館時刻から 正午までの時 間帯	正午から午後 6時までの時 間帯	午後6時から 閉館時刻まで の時間帯
第1体育室	1時間につき 2,600円	1時間につき 3,300円	1時間につき 5,900円
第2体育室（北千里市民体育館・山 田市民体育館・目俵市民体育館）	1時間につき 1,200円	1時間につき 1,600円	1時間につき 2,800円
その他の体育室	1時間につき 500円	1時間につき 630円	1時間につき 1,100円
多目的ホール（目俵市民体育館）	1時間につき 600円	1時間につき 750円	1時間につき 1,000円

別表第1号の表の備考第2項中「本市外で」を「市外に」に、「10割増しの使用料を」を「10割の割増使用料を併せて」に改め、同表の備考第5項を削る。

別表第2号の表中「50円」を「70円」に、「100円」を「150円」に改め、同表の備考第2項中「本市外で」を「市外に」に、「10割増しの使用料を」を「10割の割増使用料を併せて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市民体育館条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、市民体育館使用料の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

吹田市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市文化会館条例の一部を改正する条例（案）

吹田市文化会館条例（昭和59年吹田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中大ホールの項から小ホールの項までを次のように改める。

大ホール	平日	45,000	52,500	67,500	97,500	120,000	165,000	15,000
	土曜日・日曜日 休日	60,000	70,000	90,000	130,000	160,000	220,000	20,000
中ホール	平日	16,200	18,900	24,300	35,100	43,200	59,400	5,400
	土曜日・日曜日 休日	21,000	24,500	31,500	45,500	56,000	77,000	7,000
小ホール	平日	5,400	6,300	8,100	11,700	14,400	19,800	1,800
	土曜日・日曜日 休日	7,200	8,400	10,800	15,600	19,200	26,400	2,400

別表附属設備等の項を削る。

別表の備考第4項を削り、同表の備考第3項中「ときは、」の次に「ホールに係る」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同表の備考第4項とし、同表の備考第2項中「（法人にあつては、その事務所の所在地）が本市内で」を「が市内に」に、「徴収しない」を「徴収する」に、「伴う附属設備等」を「伴い使用する楽屋又は控室」に、「5割の使用料を」を「10割の割増使用料を併せて」に改め、同項を

同表の備考第3項とし、同表の備考第1項の次に次の1項を加える。

2 使用者の住所（法人にあつては、その事務所の所在地。以下同じ。）が市外にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。

別表の備考に次の1項を加える。

5 別に市長が定める附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市文化会館条例別表の規定は、令和7年10月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、文化会館使用料の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第109号

吹田市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立武道館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立武道館条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立武道館条例（平成5年吹田市条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第1項の表（備考を除く。）を次のように改める。

施設の名称等	金額		
	開館時刻から正午までの時間帯	正午から午後6時までの時間帯	午後6時から閉館時刻までの時間帯
第1 武道室	1時間につき2,000円	1時間につき2,500円	1時間につき4,500円
第2 武道室	1時間につき2,500円	1時間につき3,200円	1時間につき5,700円
第3 武道室	1時間につき1,100円	1時間につき1,400円	1時間につき2,500円
弓道場	10人立ち	1時間につき1,200円	1時間につき1,600円
	5人立ち	1時間につき600円	1時間につき800円

別表第1項の表の備考第4項中「本市外で」を「市外に」に、「10割増しの使用料を」を「10割の割増使用料を併せて」に改める。

別表第2項の表（備考を除く。）を次のように改める。

使用者	金額
小学生・中学生	1時間につき60円
一般	1時間につき120円

別表第2項の表の備考第2項中「本市外で」を「市外に」に、「10割増しの使用

料を」を「10割の割増使用料を併せて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市立武道館条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、武道館使用料の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第110号

吹田市立総合運動場条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立総合運動場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立総合運動場条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立総合運動場条例（平成6年吹田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,000円」を「1,300円」に、「1,500円」を「2,200円」に、「2,000円」を「2,800円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に、「5,500円」を「6,500円」に改め、同表の備考第2項中「本市外で」を「市外に」に改める。

別表第2項の表中「50円」を「70円」に、「100円」を「150円」に改め、同表の備考第2項中「本市外で」を「市外に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市立総合運動場条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、総合運動場使用料の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 1 1 1 号

吹田市立市民ギャラリー条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立市民ギャラリー条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立市民ギャラリー条例（平成 1 6 年吹田市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表に定める」を「、1 時間につき 600 円（次の各号に掲げる場合にあつては、1 時間につき 600 円に当該各号に定める額を加えて得た額）の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 使用者の住所（法人にあつては、その事務所の所在地）が市外にある場合（別に市長が定める場合を除く。） 600 円
 - (2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合 1,200 円の範囲内で市長が定める額
- 別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市立市民ギャラリー条例第 6 条第 1 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（ 1 ）

(提案理由)

使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、市民ギャラリー使用料の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 1 1 2 号

吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立スポーツグラウンド条例（平成 1 9 年吹田市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2 時間」を「1 時間」に、「1,500 円」を「1,100 円」に、「2,000 円」を「1,000 円」に、「600 円」を「420 円」に改め、同表の備考第 2 項中「本市外で」を「市外に」に、「1 0 割増しの使用料を」を「1 0 割の割増使用料を併せて」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市立スポーツグラウンド条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、スポーツグラウンド使用料の改定を行うため必要があるもので、本案を提出するものです。

議案第113号

吹田市建築基準法施行条例及び吹田市手数料条例の一部を改正する条例
の制定について

吹田市建築基準法施行条例及び吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤圭二

吹田市条例第 号

吹田市建築基準法施行条例及び吹田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

（吹田市建築基準法施行条例の一部改正）

第1条 吹田市建築基準法施行条例（平成12年吹田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号ア中「第18条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、同条第5項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める。

第8条第1項及び第2項並びに第9条中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第10条中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第11条第1項の表第1号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

（吹田市手数料条例の一部改正）

第2条 吹田市手数料条例（平成12年吹田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第10項の表第2号及び別表第12項の表第2号中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

別表第14項の表第6号中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同表第10号中「第18条第18項」を「第18条第22項若しくは第26項」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 1 1 4 号

吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市水道条例の一部を改正する条例（案）

吹田市水道条例（昭和 3 3 年吹田市条例第 3 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 1 項第 1 号ア中「1,500円」を「2,200円（2個以上のメーターの設置を伴う工事にあつては、1件につき1,100円）」に改め、同号イ中「75ミリメートル」を「30ミリメートル以上75ミリメートル」に、「3,100円」を「4,600円」に改め、同号ウ中「5,100円」を「7,600円」に改め、同項第 2 号ア中「2,400円」を「3,600円（2個以上のメーターの設置を伴う工事にあつては、1件につき1,800円）」に改め、同号イ中「75ミリメートル」を「30ミリメートル以上75ミリメートル」に、「4,500円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「7,500円」を「10,000円」に改め、同項第 4 号中「6,000円」を「9,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市水道条例第 2 8 条第 1 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の申込み又は申請に係る手数料について適用し、同日前の申込み又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査の手数料等の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 115 号

吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例（案）

吹田市留守家庭児童育成室条例（昭和 57 年吹田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「4,000 円」を「6,000 円」に改め、同項ただし書中「2,000 円」を「3,000 円」に改め、同条第 4 項中「1,500 円」を「2,000 円」に改め、同項ただし書中「750 円」を「1,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、留守家庭児童育成室保育料の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第116号

(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事(建築工事)請負契約の締結
について

本市は、(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事(建築工事)の請負契約を次のとおり締結します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 工事名 (仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事(建築工事)
- 2 工事概要 (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上4階
(2) 延床面積 857㎡
(3) 工事内容 増築工事
電気設備工事、機械設備工事、ガス設備工事及び植栽工事は別途発注
- 3 工事場所 吹田市藤白台1丁目1番50号
- 4 工期 着工 令和6年11月市議会議決後
完成 令和8年2月27日
- 5 請負金額 374,283,800円
- 6 請負者 吹田市寿町2丁目26番9号
藤原工業株式会社
代表取締役 藤原浩一

議案第117号

(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)請負契約の一部変更について

本市は、(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)請負契約(令和5年12月22日議決第103号)の一部を次のとおり変更します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭二

変更部分

項目	変更前	変更後
4 工期	着工 令和5年11月 市議会議決後 完成 令和7年2月13日	着工 令和5年11月 市議会議決後 完成 令和7年3月28日
5 請負金額	348,643,900円	361,040,900円

変更理由

工事着手後の近隣住民への説明、関係者との調整等に想定以上の期間を要したことにより、現場での工事着工が遅れたため、工期を変更するもの。

また、国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)の適用により、請負金額を変更するもの。

議案第118号

佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の一部変更について

本市は、佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約（令和5年3月23日議決第15号、令和5年12月22日議決第108号）の一部を次のとおり変更します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤圭二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	2,811,735,300円	2,912,902,300円

変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

また、掘削の結果、建設発生土の一部が、搬出先の土地区画整理事業等の受入れ基準に適合しない粘性土であったことから、有償による再資源化施設への搬出が必要となったこと等により増額が生じたほか、竹木の伐除根の処分数量が当初予想を下回ったこと、地下埋設事業者等との協議調整により、施工時期の変更が生じた擁壁工の一部を除外したことなど、施工数量の減少が生じたため、併せて請負金額を変更するもの。

議案第119号

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

本市は、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約（令和5年12月22日議決第104号、令和6年6月28日議決第76号）の一部を次のとおり変更します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤圭二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 契約金額	<p>4,717,293,119円 ただし、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。</p> <p>(内 訳)</p> <p>設計・施工等のサービス対価 4,100,838,775円 維持管理のサービス対価 616,454,344円</p>	<p>4,784,076,132円 ただし、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。</p> <p>(内 訳)</p> <p>設計・施工等のサービス対価 4,167,621,788円 維持管理のサービス対価 616,454,344円</p>

変更理由

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約において、賃金水準又は物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不相当となったと認めるときは、変動前工事代金額の1000分の15を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、第2期工事における設計・施工等のサービス対価のうち、施工業務及び工事監理業務に係る費用について、変動前工事代金と同事業契約に定める物価変動の指数を適用して算出した変動後工事代金額をそれぞれ比較すると、1000分の15を超えて増加したため。

議案第120号

吹田市立市民センター等の指定管理者の指定について

本市は、吹田市立市民センター等の指定管理者を次のとおり指定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 公の施設の名称 (1) 吹田市立岸部市民センター
 (2) 吹田市立豊一市民センター
 (3) 吹田市立千里丘市民センター
 (4) 吹田市立山田ふれあい文化センター

- 2 指定管理者 兵庫県神戸市中央区海岸通6番地
 国際ライフパートナー株式会社
 代表取締役 荒谷明彦

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第121号

吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者を次のとおり指定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立南山田市民ギャラリー
- 2 指定管理者 吹田市山田南29番1-701号
南山田地域文化推進協議会
会長 糸瀬正博
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第122号

吹田市立千里山竹園児童センターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立千里山竹園児童センターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立千里山竹園児童センター
- 2 指定管理者 東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
アクティオ株式会社
代表取締役社長 淡野文孝
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第123号

吹田市立高齢者いきいの家の指定管理者の指定について

本市は、吹田市立高齢者いきいの家の指定管理者を次のとおり指定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立高齢者いきいの家
- 2 指定管理者 吹田市南金田2丁目12番1号
株式会社ビケンテクノ
代表取締役社長 梶山 龍 誠
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第124号

健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の
指定について

本市は、健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者を次のとおり指定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭二

記

- 1 公の施設の名称 (1) 健都レールサイド公園
(2) 吹田市立健都ライブラリー

- 2 指定管理者 健康医療都市まちづくり本舗
代表者 兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1
アシックススポーツファシリティーズ株式会社
代表取締役 片岡 秀文

(1)

構成員 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番3号
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役社長 山田 智 治

構成員 大阪市西区江戸堀1丁目8番14号
株式会社日比谷アメニス 大阪支店
支店長 堤 浩 之

構成員 大阪市東成区中道1丁目10番26号
テルウェル西日本株式会社 関西支店
取締役支店長 柳 川 瀬 隆 良

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(2)

議案第125号

吹田市立自然の家の指定管理者の指定について

本市は、吹田市立自然の家の指定管理者を次のとおり指定します。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤 圭二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立自然の家
- 2 指定管理者 大阪市中央区法円坂1丁目1番35号
一般財団法人大阪市青少年活動協会
会長 出田 善蔵
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年度吹田市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度吹田市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,949,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月26日提出

吹田市長 後藤圭二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		12,524,175	380,210	12,904,385
	1 基金繰入金	11,451,820	380,210	11,832,030
20 市債		10,852,000	4,400	10,856,400
	1 市債	10,852,000	4,400	10,856,400
歳入合計		172,564,847	384,610	172,949,457

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		84,127,270	328,195	84,455,465
	2 児童福祉費	37,905,638	328,195	38,233,833
4 衛生費		15,703,266	216	15,703,482
	1 保健衛生費	8,478,363	216	8,478,579
10 教育費		18,326,751	56,199	18,382,950
	1 教育総務費	3,355,053	618	3,355,671
	2 小学校費	4,821,040	2,159	4,823,199
	3 中学校費	1,657,076	53,410	1,710,486
	6 保健体育費	3,299,519	12	3,299,531
歳出合計		172,564,847	384,610	172,949,457

第 2 表 繰越明許費

款	項
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
税務システム再構築・標準化対応業務	令和7年度
中学校部活動運営業務（令和6年度契約分）	令和6年度～令和8年度
中学校給食調理等業務	令和6年度～令和25年度

第 4 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法				
				区分	償還期限	据置期間	償還方法	そ の 他
義務教育施設整備事業	千円 2,522,400	普通貸借 または 証券発行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 25	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えることができる。

(4)

事業名	金額
	千円
上の川周辺整備事業	32,000

限度額	備考
千円	
231,076	
321,534	
26,314,168	

補正後							
限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
			区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
千円	普通貸借 または 証券発行	%以内	政 府	年以内	年以内	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えることができる。
2,526,800		3.0	府 府 銀 行 そ の 他	25	3		

(5)

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	8,528,896	380,210	8,909,106
計	11,451,820	380,210	11,832,030

(款) 20 市債

(項) 1 市債

6 教 育 債	3,109,800	4,400	3,114,200
計	10,852,000	4,400	10,856,400

歳 入 合 計	172,564,847	384,610	172,949,457
---------	-------------	---------	-------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	380,210	

1 義務教育施設整備債	4,400	小・中学校改修事業

--	--	--

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金 ~ (款) 20 市債 (項) 1 市債

(7)

歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 児童福祉総務費	2,263,547	66,886	2,330,433			
9 子ども医療助成費	1,815,855	261,309	2,077,164			
計	37,905,638	328,195	38,233,833			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 保健衛生総務費	3,319,466	216	3,319,682			
計	8,478,363	216	8,478,579			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 教育指導費	1,024,767	618	1,025,385			
計	3,355,053	618	3,355,671			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
66,886	22 償還金、利子及び割引料	66,886	過年度国庫支出金等返還金
261,309	19 扶 助 費	261,309	医療扶助費
328,195			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
216	22 償還金、利子及び割引料	216	過年度国庫支出金返還金
216			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
618	7 報 償 費	24	中学校部活動運営業務委託に係る事業者選定学識経験者謝礼金
	17 備 品 購 入 費	594	中学校部活動用備品購入費
618			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
2 小学校改修費	2,317,461	2,159	2,319,620		2,100	
計	4,821,040	2,159	4,823,199		2,100	

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 中学校管理運営費	886,370	51,051	937,421			
2 中学校改修費	770,706	2,359	773,065		2,300	
計	1,657,076	53,410	1,710,486		2,300	

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 学校給食費	2,352,257	12	2,352,269			
計	3,299,519	12	3,299,531			

歳出合計	172,564,847	384,610	172,949,457		4,400	
------	-------------	---------	-------------	--	-------	--

(単位：千円)

内 訳		節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額		
59	16 公有財産購入費	2,159		屋内運動場空調設備設置に係るサービス購入料（設計・施工）
59				

(単位：千円)

内 訳		節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額		
51,051	10 需用費	99		消耗品費
	17 備品購入費	50,952		生徒用端末購入費
59	16 公有財産購入費	2,359		屋内運動場空調設備設置に係るサービス購入料（設計・施工）
51,110				

(単位：千円)

内 訳		節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額		
12	7 報償費	12		中学校給食調理等業務委託に係る事業者選定学識経験者謝礼金
12				

380,210			
---------	--	--	--

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費
～ (款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費